

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十三第

行發日一月五年六和昭

論叢

人稅物稅の分界並に特徴……………法學博士 神戶 正雄
 人口密度と經濟生活……………經濟學博士 汐見 三郎
 數學的經濟學の論理的構造の批判……………文學博士 米田庄太郎

說苑

米の生産地と消費地との對立……………經濟學士 谷口 吉彦
 信用と資本……………經濟學士 中谷 實
 國勢調査に於ける人口の概念……………經濟學士 岡崎 文規

雜錄

都市公企業の財政的意味……………經濟學士 大谷 政敬
 植民的活動に於ける政治的支配に就いて……………經濟學士 金持 一郎
 歴史哲學に就いて……………經濟學士 竹中 靖一
 ルドウエルの『綜合經濟學』概念……………經濟學士 桑原 晋

法令

地租法・營業收益稅法中改正法律・砂糖消費稅法中改正法律・織物消費稅法中改正法律

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

植民的活動に於ける

政治的支配に就て

— 植民的活動の本質 —

金 持 一 郎

—

一 國家及國民の對植民地活動は其の主たる形態に於ては政治活動及經濟活動である。幾多の植民地問題は斯る活動を樞軸として生起する。而して斯る活動の社會的意義を探り、斯る問題の正當なる理解に到達するためには、經濟的利益の取得をめぐつて經濟活動と政治活動とが相互に關聯するの事實を把握しなければならぬ。今此兩者を一括して植民的活動と呼ぶならば、植民的活動生起の原因は其主體の經濟的利益の追求に求められねばならぬ。斯る利益追求を通じてのみ兩種

の活動は現實に相互に關聯する。

今この關聯に着眼しつゝ、主として政治活動の方面に一瞥を與ふるのが本篇の目的である。

この政治と經濟との關係を明瞭に表現したる植民政策學者は少い。殊に植民地或は植民(的活動)の概念の規定に於て之を表出したる學者は少い。併作例へば Köbner の如く植民地概念の規定に當つて何等この點に觸れては居ないが¹⁾現の其の著作の全體を通じて取扱へる處は、この關聯を忘却しては居ないのである。Reinsch の如きは寧ろ初期の著作に於て不完全乍ら之を表現して居る。曰く「勢力範圍なる語は、最高義に於ては、強國が特に人命及投資に對して責任を持ち、且經濟的發展の増進のために政治的勢力を用ふる地域に關する²⁾。」

此關聯に對する研究は通常オルソドックス外の文獻になされて居る。

二

植民地に於ても通常は經濟的利益は經濟的活動を通じて取得される。然らば經濟的利益は政治活動と如何様に關係するか。

先づ植民地に對する政治活動が直接に經濟的利益を齎す場合がある。此場合政治活動は經濟活動と直接に

植民的活動に於ける政治的支配に就て

は無關係である。次には政治活動が經濟的利益のためにも屬せざる部分には經濟活動と如何に關係するか。其は實は間接の關係たるに止まる。次に政治活動は全體として經濟活動と間接に關係する。(之を假に廣義の關係といひ、前のものを狹義の關係といふ)。而して斯る間接の關係と直接の關係及無關係は、其等の間の相互の適當なる配分に從つて、最大の經濟的利益を生むべき方向に向ふ事を、國家は植民地政治活動に要求するのである。尤も之等關係の配置は植民地の性質に從て其の態様を大體上決定するのである。例之、國際法上の保護國に對する場合は、政治活動は經濟活動と先きの意味の直接の無關係を生ずる事少く、直接の關係が重要な位置を占むるのである。國際法上に於て何等かの從屬性を認められたる以外の地域に對して吾人が植民地なる語を適當に使用し得べき場合に於ては、該地域に對する一國の政治活動は、經濟活動と更に著大なる直接の關係を保つのである。

第三十二卷 八七一 第五號 一一九

1) O. Köbner, "Einführung in die Kolonialpolitik," S. 6.
2) P. S. Reinsch, "World Politics," p. 184.

一般に植民地に對する活動に於て政治と經濟との關聯を主張するは、この廣き意味に於ける間接的關係を指稱するに他ならぬ。此關係は歴史的に幾多の形態を採つたし、又其が自己完成の過程——即國家の要求の充分なる充足への過程——に於ても幾多の様式を経るのである。

先づ經濟的關係の稀薄なる時は政治的關係も亦稀薄である。經濟關係の複雑化に伴ひ法的關係の複雑化固定化を齎らし、政治活動は之に制約されて漸次當初の斷續的傾向より複雑化固定化に向ひ、斯くて政治的關係は如何なる場合にも經濟的關係と不可離のものであるのみならず、一般に平行的的比例的であると考へらるゝのである。而してこの政治關係は經濟關係と先づ直接の關聯に於て現はれ、漸次その複雑化固定化に従て直接の關聯の部分を減少し、同時に狹義の間接的關聯の部分を擴大するのである。この間接的關聯の部分の擴大は、政治と經濟との關聯の認識を困難ならしめる。即ち個々の政治活動は、こゝに於て、何等直接に

經濟的利益を齎すべき方向を探らざる事有り得るのみならず、却て此利益を阻害する方向に向ふが如く見ゆる場合をさへ生ずるに至るであらう。而も廣義の間接的關係に於ては益々大なる利益を發生するに至る。即ち政治活動は間接に經濟活動と益々鞏固なる關聯を生ずるに至ると言ひ得るのである。

斯る關聯が一定の段階に到達する時は、政治及經濟活動は此關聯に於て植民的活動に轉化するものと見られる。この轉化の點を何處に求むべきか、即ち何に其の標識を求むべきかに就ては、從來種々の異説が存するも、私見によれば其は政治關係の方向に従つて行ふの他はない。即ち一國が一定地域(社會)に對し、經濟活動のあらゆる部面に於て、獨占的利益を主張し得る程鞏固の政治關係が發生し、又この政治關係に於ける一國の勢力が被支配地域の政治的勢力に對抗して獨占的利益を保證し得る程に鞏固なる時は、一國の政治的及經濟的活動は植民的活動に轉化するものと觀らるゝのである。

この植民的活動が行はるゝに至る時は該地域を以て植民地といふ。一地域が植民地と化するや經濟的及政治的活動は急速の進展を伴ふ。尤も此の行き方は近世初期以來の歴史的形態を示すものではない。近世初期に於ては、植民的活動は政治的經濟的關係の漸次的變化に從て發生せしに非ずして、最初より植民的活動として顯現したのである。從て政治活動は何等直接に經濟活動に關係せずして政治活動自體が直に財の無償的取得であつたのである。(重商主義時代に於ける商權の擴張のための足場として所謂植民地なるものは意味の植民地ではない)。此形態は植民史の舞臺に上る國家の移り行きと共に漸次變化し、近時に於ては財の無償的取得は原則として、財政の形式を通じてのみ行はるゝのである。無論此變化は資本の上に於ける變化との關聯に於て考察しなければならぬ。

斯くて一般に近時に於ける政治活動は資本の移動に伴つて生起する。而も十九世紀の末葉以來の傾向としては、資本の移動は大銀行の手を通じて行はれる。加

植民的活動に於ける政治的支配に就て

之經濟的關係の當初に於ては、國家の保證に基いて相手國の財政に對する貸付金として移動するのである。之が植民地の階程に到達するや貸付國は相手國の財政に對する監督權を掌握する。此關係は一般には強國と弱國との關係である。併乍近時金融資本の勢力の増大は、金融資本自體が弱國の財政監督權を掌握する事がある。例へば米國の一金融資本團はボリヴィアの財政に對する支配權を有して居る。併し此支配權は、吾人が國家機構にヨリ深き考察を加ふる時は、國家自體の支配と何等別異のものならざる事を知り得るであらう。斯く解せざる限り、此例の場合に於て、米國がチャコ事件(パラグワイ府ボリヴィア紛争、一九二八年)に積極的調停を提議したる根本の理由を發見し得ないのである。

一國が他の地域を寧ろ商品の輸出地とし、之に植民的活動を行ふ時は、此政治關係は別異の形態を採る。即ち該地域に關して兩國の間に強國國民の營業・定住・移轉・移入の自由が認めらるゝのである。

斯くて資本の輸出地たると商品の輸出地たると何れの場合を問はず斯る政治的支配は——即ち政治活動の全體性に於ては——其支配が植民地の個人に對し直接に及ぶ事あり、又間接に及ぶ事がある。例之國際法上の保護國の場合に於ては、能保護國の政治的支配は植民地の個人に對して直接に及ぶ事なく、保護國政府の統治への支配を通じてのみ個人に支配の効果を及ぼすのである。植民地が母國の領土又は租借地又は委任統治地（*c. s.*）たる場合には、支配の効果は母國の統治機關を通じて直接に到達する。兩箇の何れの場合に於ても、強國の政治的支配は弱國民（民族）の全汎の上に向ふのである。母國に於ける政治は、時として階級の利益を反映する事あるが、植民地に對する支配は、被支配民族の一階級の爲になさるゝに非ずして、全く其民族の全體に向ふを一般とする。尤も植民地自體に階級の區分が生じ居る時は一方のためになさるゝ事あるも、斯る政治的支配は窮極に於て母國のために他ならず、從て此の爲に必要なる限りに於てのみ植民地の社會階級

との關係を生じ得るのである。此の故に母國內に於ては國家と民族との利害は直接の對向を生ぜずして、國家と階級との對向を生じ得るに反し、植民地に於ては支配國家と植民地住民との利害は直接の對向を生ずるのである。此點に於て均しく政治的支配といふも、母國內と對植民地の場合とに於て、其の社會的意義を異にすといふべく、此の支配より生ずる社會的結果の形態に於ても兩者自ら異らざるを得ず、植民地支配はむしろ簡明なる直截なる結果を生起するのである。

次に此政治的支配は、植民的活動に於ては、經濟的活動と場所的に一致するといふ事を注意すべきである。政治的支配は一般には經濟的利益の取得の爲に生ずるにしても、必ずしも經濟活動と場所的に一致するものではない。即ち被支配地域は必ずしも其地域に於ける經濟活動（政治的支配との關係に於ての）の存在を、或は一國と該地域との經濟關係（政治的支配の地盤の上に立つ處の）の存在を指示するものではない。此場合に於て斯る地域を植民地と言ふは當らぬのである。たゞ

植民的活動に於ては政治と經濟とは場所的に一致する
斯るが故にこそ政治も經濟も特殊の形態を取り、斯る
が故にこそ植民地問題は經濟的利害を基底とし、母國
及母國人と植民地及植民地人との政治的經濟的活動の
軋轢の過程に發生するのである。

この事を考慮せずして植民地を以て單に政治的從屬
關係の存する地域とする學説は植民的活動の本質を看
過する事に依て、一見植民地の地的範圍を明瞭に示す
が如く見えつゝ、次の如き紛雜を生ずるのである。(1)海
上の無人島の如きをも植民地と言はざるべからざるに
至る。(2)内國植民地 (Gebiet der inneren Kolonisation)
と通常の植民地との區分の論理的根據に於て薄弱であ
る。若し内國植民地に特別の統治組織が採らるゝ時は
單に政治的從屬關係の一標識のみを以てしては、内國
植民地を植民地ならずと言ひ得る根據を缺く。此兩者
を區別する事は、斯る地域に對する統治と植民地に對
する統治との本質的差異を跡付くる事に依てのみ爲し
得らるべく、單なる從屬關係の奥に更に根柢的のもの

を認めざれば不可能であらう。

其は即ち他民族より得らるべき經濟的利益に對する
欲求である。植民地は一の綜合經濟領域をなす地域社
會であり、斯くて又其は母國とは別異の民族の構成す
る處である。而して移住者が新に地域社會を構成する
時は、漸次母國と乖離的傾向を辿り母國と別異の民族
を構成するに至つて始めて植民地——其は通常の植民地
即ち原住民の構成する社會と異なる——が成立するのであ
る。何れにしても植民地民族を別異のものと見ざる限
り、植民地人の權利義務の上に於ける母國人との差異
及び植民地人の個人並に團體行爲に對する大なる事實
上の制限を説明し得ないと思ふ。植民地統治上に於け
る斯る特殊性の發現は、その統治様式が母國の經濟的
利益の追求の方向に向つて、更に加へて被支配者が別
異の民族なる事實の框を通して決定さるゝに因るので
ある。内國植民地の統治形態の内地の他地域の其より
の差異は、此轉住者を通じて經濟的利益を追求する事
なく單に統治上の事務的便宜に基く事が多いのであ

る。
政治的從屬關係を主張する學者にスノー¹⁾、アイルランド²⁾、シユテングル³⁾、ケラー⁴⁾、ケプナー⁵⁾、ランチ⁶⁾、ツエツフル⁷⁾、ロイトヅイン⁸⁾があり、其は寧ろ一般の通説とされて居る。併乍之等學者にして政治的從屬關係と經濟的關係との有機的關聯を植民概念の内容とせるものは殆んどないのである。

この政治的從屬關係なる表現は次に表現自體の不完全の爲に以下の如き困難に逢着する。一般に政治的從屬關係なる表現は從屬すべきもの、統一意志の形成を豫想せしめる。從て植民地人の總意を表示すべき機關又は方便を有する植民地に在つては此表現は妥當するも、然らざる植民地に在ては、此表現に制限を加へざるべからざる場合を生ずるのである。即ち直接統治植民地に於ては植民地は自身の統治機關を有せず、母國の機關のみが植民地に其の延長を有し、此故に此統治機關が母國の統治機關に從屬するといふ意味に於てのみ植民地の從屬性を主張し得るのである。併し斯る意味に於ける從屬性は先きの意味の從屬性とは、一が原

住民の總意を考慮し得るに反し他が之を考慮するの餘地なき點に於て、本質的差異を持つと考へられる。從て此混亂を避くるためには寧ろ支配關係なる表現を以てするの妥當なるを知るのである。

三

植民的活動に於て經濟活動と政治的支配とを結合せざるを得ざらしむる契機は、資本制に於ける自由主義的傾向より獨占的傾向への轉化に他ならぬのである。

十九世紀末葉以來の原料、販路、運輸、放資地の獨占は此政治的支配を益々鞏固ならしめる。何となれば現在に於ては、最早地表の如何なる地域も、其が利用し得らるゝ限り、何等かの國家の領土權の客體ならざるものはないからである。即ち最早分取し得べき空地は存しない。一方資本の膨脹と其の有機的構成の高度化は平均利潤率の低下を招來する。之を避けんには商品及資本の輸出によるの他なく、斯くて又販路及投資地の不斷の擴大によるの他なく、而して斯る商品及資本は先づ植民地に輸出さるゝと同時に植民地の資本制の

- 1) A. H. Snow, "The Administration of Dependencies," p. 94.
- 2) A. Ireland, "Tropical Colonization," p. 5.
- 3) K. F. von Stengel, "Die Rechtsverhältnisse d. Deutschen Schutzgebiete," S. 1, 2.
- 4) A. G. Keller, "Colonization", p. 2.
- 5) O. Köbner, "Einführung in die Kolonialpolitik", S. 6.

發達を促すが故に、漸次其の吸收し得べき餘地を減ずるに至る時は、國境を越えて他國に侵入する他ないのである。又特權を掌握せる地域を確保するためには政治的支配によるの他なく、他國に對抗して此地域よりの利益を確實にせんには、該地の支配權を掌握する事によつて關稅の障壁を設けて外國商品を防壓し、外國資本の投下を排除せざるを得ないのである。斯る事態は屢々戰爭へ迄の危險を孕む。其は勢力範圍といふ不確定なる地區に於ける經濟的利益を廻つて諸強國の間に經濟的政治的軋轢を發生する場合に著しく然るのである。此點は植民政策學者の均しく指摘せる處である。

以上簡單なる敘述によつて植民的活動に於ける政治的支配の經濟的活動との關聯の方面を幾何か明かにした。次の問題は此政治的支配と關係して經濟活動が如何なる形態を取るかといふ事でなければならぬ。他の機會に於て此問題に立入る便宜の爲に、如上の記述を綜括し若干の補充を加へて植民的活動を次の如く規定

植民的活動に於ける政治的支配に就て

して置かう。

植民的活動は他民族より獲らるべき經濟的利益の取得の欲求に基く活動である。從て概念的に之を政治的活動或は經濟的活動として規定するを得ない。此政治的活動は全體的には政治的支配があると見られ、此政治的支配は—即ち政治的活動は廣義の間接性に於ては經濟的活動と關聯し、經濟的活動は政治的支配の地盤の上に於てのみ其の特殊の形態を取り得る。從て植民的活動は、型としては、政治的活動に始つて經濟的活動に完了すると見るべく、從て又植民的活動は政治と經濟との兩面を有すると言ひ得べく、斯く見る限り政治的活動及經濟的活動は、植民的活動の夫々の面上に顯る、外的社會的表現の形態に他ならぬ。植民的活動の概念は此兩面性の故に政治的活動及經濟的活動の概念よりもより高き抽象性に在りと言ふべく、斯る規定に依る時は、現實の個々の政治的活動及經濟的活動は、夫々に一が他との關係の全體性の認識に於てのみ正當に植民的活動—或は植民的活動の一面と言ひ得ら

- 6) P. S. Reinsch, "Colonial Government", p. 16.
- 7) G. Zöpfl, "Kolonien u. Kolonialpolitik", (Handwörterb. d. Staatswissenschaften, 3. Aufl., Bd. 5, S. 930)
- 8) P. Leutwein, "Kolonien u. Kolonialpolitik", (op. cit., 4. Aufl., Bd. 5, S. 782)

るものである。

〔附記〕 屢々記せし經濟的利益の何物なりやに、就て及經濟的活動の特殊の形態に就ての記述は他の機會に譲る。

〔六・四・一四〕